がん患者会

さろんアップルほり



第3号 2016年7月11日発行 平鹿総合病院

がん相談支援センタ



平成28年度 第3回 さろんアップルを開催しました

「さろんアップル」が、6月21日(火)に平鹿総合病院で開催されました。サロンには8名の方が参加しました。 今回は「がん治療とお金・保険」について勉強会を行いました。昨年に引き続きの内容ということや、実際に制度を 利用されたメンバーさんもおり、制度の再確認、知識の定着といった意味合いが強かったと思います。

ミニ講義

がん治療に関連する社会保障制度についてみなさんで勉強会を行いました。一部抜粋してご紹介します。

①高額療養費制度

H27年1月より、70歳未満の方の所得区分が従来の3つの区分から、5つの区分へと改定となりました。「限度額適用認定証」の申請により医療費の負担上限額が設定され患者負担が軽減されます。また、今年4月より入院時の食事代が一食260円から360円へと引き

上げとなっている。(非課税世帯、70歳以上を除く)

②傷病手当金

会社員や公務員などが、病気、けが等で働けなくなったときに、 その状態に至った日から3日間連続して休職した場合、1年6ヵ 月を期限に一定の収入を保障する健康保険独自の制度。 1日につき給料の2/3の額が休業補償として支給される。

3介護保険制度

加齢によって生じる疾病等により介護が必要な状態となり、入浴、排せつ、食事等の生活の一部あるいは全体にわたって介護、看護、医療を必要とする方が利用できる。"第1号被保険者"と"第2号被保険者"の2種類に分けられている。

第1号被保険者は原因を問わず介護が必要な状態となったときに市の認定を受けることでサービスを利用できる。第2号被保険者は特定疾病により介護が必要となったときに市の認定を受け、サービスを利用することが可能。特定疾病には16種類があり、「末期がん」もその対象疾病として、H18年4月より追加されている。

④障害者年金

病気やけが等で重度の障害が残った方に、その生活保障を行うために支給する年金給付。人工肛門(ストマ)の造設、病気により長期に渡って安静を余儀なくされ寝たきり状態となった等、日常生活で介助が不可欠だったり、生活や仕事に著しい制限を受ける方が受給できることがある。

障害者年金を受給するためには原則として3つの要件をすべて 満たす必要がある。3つの要件には「保険料納付要件」「初診日 要件」「障害状態要件」がある。

以上、主な社会保障制度についてみなさんと学びを深めることができました。馴染みの薄い制度もある方もいるかと思いますので「もしかしたら、利用できるのかな?この場合はどんな制度が利用できるのかな?」と思われる方は医療福祉相談室までお気軽にいらしてくださいね♪

実体験より~がん治療と社会保障を考える~

メンバーさんとの談話の中で実体験に基づいた、がん 治療と社会保障についての貴重なお話を共有すること ができました。相談室に訪れる患者さんの声も含め、い くつかふれてみたいと思います。

【制度は利用できたが・・】

がん治療が始まり、高額療養費制度を申請した。治療 費の負担は一定限度額まで軽減されたものの、その限 度額でさえ支払うことができない方もいる。

病気により、仕事を辞めざるをえない方あるいは収入 の少ない高齢者の方。

制度を活用してもなお、支払いに困窮している方もいる。

一定の障害が認められれば、福祉医療制度を利用することで医療費の免除が受けられる方もいるが、「がん =障害者」とはならない。

制度の限界があることを実感した。

【治療と仕事を継続していく困難さ】

現役世代、これからというときに発病。休職をし「傷病 手当金」を申請、受給できたが1年6ヵ月が受給可能な 期限。

傷病手当金を期間満了で受給し終え、日常生活に障害を来たす身体状況であれば障害者年金の申請も検討できるが、受給できるほどの体の状態でもない。病気のため辞職し、経済的な基盤も失ってしまった。これからも続く、治療とそれに伴う高額な医療費の支払い。病気、経済的問題と二重の負担が苦しかった。がんがあっても働ける、働き続けることのできる社会・職場環境の創出が大事なのではないだろうか・・。

<mark>次回のさろんアップル</mark>は 7月19日(火)

『音楽で心豊かに~

ハーモニカ演奏を聴く』

ハーモニカの音色に聴き入りながら和やかな時間 をみなさんで過ごしましょう・

お一人で悩んだり不安なことがありましたら、いつでも「がん相談支援センター」へお立ち寄りください。







